

亀山市国民健康保険条例第4条第1項ただし書の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則ここに公布する。

令和3年12月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第30号

亀山市国民健康保険条例第4条第1項ただし書の規則で定める額を定める規則の一部を改正する規則

亀山市国民健康保険条例第4条第1項ただし書の規則で定める額を定める規則（平成20年亀山市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
亀山市国民健康保険条例（平成17年亀山市条例第95号）第4条第1項ただし書の規則で定める額は、 <u>1万2,000</u> 円とする。	亀山市国民健康保険条例（平成17年亀山市条例第95号）第4条第1項ただし書の規則で定める額は、 <u>1万6,000</u> 円とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後の出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例による。